

相続資金専用『スーパー定期預金(ツナグ)』

1. ご利用いただける方	・当行または他行で相続手続き完了後 2 年以内に、相続により取得した資金（不動産や有価証券の換金代金を含む）で、ご本人さまが新規で定期預金をお預けいただける個人の方が対象となります。
2. お預入に必要なもの	・<u>当行で相続手続きをされた方</u>については、必要書類として「①本人確認資料」「②お届け印」が必要となります ・<u>当行以外で相続手続きをされた方</u>については、上記①、②に加え、下記資料の③～⑥のいずれか1点の提示を受け、預入対象者であることの確認をさせていただきます。 ※「③過去 2 年以内に作成した遺産分割協議書の写し」「④金融機関に提出した依頼書等の写し」「⑤戸籍謄本の写し＋被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」「⑥遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)＋被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」
3. 商品内容	スーパー定期預金・スーパー定期預金 300
(1) お預入金額 (2) 適用金利 (3) お預入期間	・100 万円以上 1,000 万円未満（ただし相続資金の範囲内） ・預入日におけるスーパー定期預金の店頭表示金利＋年 0.50%（税引前） ※金利情勢に変動があった場合、提示している上乗せ金利を変更する場合がございます。 ・6 ヶ月、1 年、3 年
4. 利息について	
(1) 利払い方法 (2) 計算方法	・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
5. 税金について	・20.315%の源泉分離課税(国税 15%、復興所得税 0.315%、地方税 5%) ※少額貯蓄非課税制度(マル優)ご利用の場合は非課税
6. 期日前解約時の お取り扱い	・期日前解約利率により利息計算を行います。 預入期間が 3 ヶ月未満の場合 ……解約日の普通預金利率
7. その他	・金利上乗せは当初預入期間のみの適用となります。当店および他店での再受入時の金利上乗せはございませんので、あらかじめご了承ください。 ・本定期は自動継続扱いであり、満期日にご継続いただいた後は満期日時点の店頭表示利率を適用させていただきます。 ・通帳式、総合口座定期にて作成させていただきます。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・他のキャンペーン等の金利上乗せや特別金利との併用はできません。 ・インターネット定期預金でのお取扱いはできません。

(2026年10月1日現在)

お預入期間と約定期間に応じた期日前解約利率

約定期間 お預入期間	6ヶ月もの	1年もの	3年もの
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	—	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上1年6ヶ月未満	—	—	約定利率×50%
1年6ヶ月以上2年未満	—	—	約定利率×60%
2年以上2年6ヶ月未満	—	—	約定利率×70%
2年6ヶ月以上3年未満	—	—	約定利率×90%
3年以上4年未満	—	—	—
4年以上5年未満	—	—	—

(2026年10月1日現在)